資料一覧

	資 料 名	資料番号
1	中央公民館実施事業	資料1
2	小学校区公民館講座等集計表	資料 2
3	令和5年度 公民館講座等開講状況一覧表	資料3-1
3	こども・青少年が参加している講座等	資料3-2
4	公民館使用状況調 (令和元年度~令和5年度)	資料4
5	公民館利用率状況調(令和元年度~令和5年度)	資料 5
6	公民館区事業別開催件数(令和元年度~令和5年度)	資料 6
	令和6年度公民館区事業別開催一覧表 (レクリエーション事業)	資料7-1
7	令和6年度公民館区事業別開催一覧表 (ふるさとまつり)	資料7-2
	令和 6 年度公民館区事業別開催一覧表 (文化展)	資料7-3
8	社会教育法(抜粋)	参考資料1
9		参考資料 2
10		参考資料3
11	令和6年度 社会教育についての努力目標	参考資料4
12	茨木市立公民館の基本方針・重点目標	参考資料 5
13	現代的課題・地域課題の解決に向けた取り組み	参考資料 6
14	中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理(概要)	参考資料7

中央公民館実施事業

【日本語読み書き学級】

実施目的

国際連合が、平成2年(1990年)からの10年間を「国連識字の10年:すべての人に教育を」と宣言しました。これを踏まえて、中央公民館においても、誰もが読み書きができる社会の実現を目指して、読み書きに不自由されている日本人及び在日(渡日)外国人の成人を対象に日本語読み書き学級を開催しました。

開始年 平成3年

実施方法

生涯学習センターの会議室を借りて、毎週金曜日午前10時から12時の2時間、少人数対応で、学習をしています。

また、受講生の学習レベルに合わせた対応ができるように心がけています。

講師の体制

現在14人で対応し、小中学校の教師経験者がほとんどです。

受講料 無料

年度別受講状況

令和6年3月末日現在

年度	元	2	3	4	5
実施期間	5月10日〜3月13日 (週1回) (夏季·冬季·春季休み あり)※2	10月2日〜3月12日 (週1回) (夏季·冬季·春季休み あり)※3	5月14日〜3月25日 (週1回) (夏季·冬季·春季休み あり)※4	5月13日〜3月17日 (週1回) (夏季·冬季·春季休み あり)	5月12日〜3月22日 (週1回) (夏季·冬季·春季休み あり)
実施場所	生涯学習センター 3F 303号室	生涯学習センター 3F 304号室	生涯学習センター 3F 304号室	生涯学習センター 3F 304号室	生涯学習センター 3F 304号室
回 数	31	20	29	35	34
受講生数	42	42	37	33	32
参 加 者 (延べ人数)	402	259	281	319	320
備考	※1新型コロナウイルス感染症により4回休講(2月~3月)	※2新型コロナウイルス感染症により15回休講(5月~9月)	※3新型コロナウイルス感染症により6回休講(5月~6月)		※4 きらめき工事 により1回休講

小学校区公民館講座等集計表

単位:件•人

		-	-	-	-	单位:件"人
区:	度分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
====================================	開催数	198	151	161	171	159
講座	参加人数	2,450	1,674	1,780	1,982	1,911
講習会	開催数	163	68	96	154	157
明·白 女 	参加人数	5,750	1,046	1,824	3,252	4,629
生活教育講座	開催数	27	7	9	11	16
工心软目神座	参加人数	2,023	458	285	468	750
講演会	開催数	12	1	2	11	14
神 供 云	参加人数	698	145	53	564	673
合 計	開催数	400	227	268	347	346
	参加人数	10,921	3,323	3,942	6,266	7,963

令和5年度公民館講座等開講状況一覧表

館	——— 名	事業区分				 講	 座		 容					こども・青少年だ	が参加する取組
		公民館講座⑤		三点バレーボール	書道	卓球	ソフトボール								
		講習会⑥													
茨	↑	生活教育講座③	•												
		講演会①													
		公民館講座②	野草の寄せ植え												
春	日	講習会⑥	手芸												
甘		生活教育講座													
		講演会の	落語会												
		公民館講座⑦				3点バレーボール		料理	ヨーガ						
春	日斤	講習会8		奈良漬け作り②	ステテコ作り	スポーツ	しめ縄づくり	キックベースア	ドール⑦	寄せ植え					
		生活教育講座②													
		講演会②													
		公民館講座④						IS							
三	島	講習会多	読み聞かせ②	料埋(3)	料理②	ルームスプレー	フラダンス	笑いヨガ							
		生活教育講座													
-		講演会		#스타	% =#@	4人 ナンジュー	3 554	光美工なら出	>= 注火田(0)						
		公民館講座⑥				絵てがみ 3点バレーボール	マジック	栄養士から学	か肠泊科理◎ ┃						
中	条	生活教育講座①	ニュースポーツ⑧	ことも首子の	ことも法画と	る点ハレーホール									
		講演会													
		公民館講座⑤	グラウンドゴルフ	3占バレーボール	里子ソフトボール	ペタンク									
					D51見学会2②		スローイングト	. ごつづら	自彊術②	D51目学会4②	D51目学会5②	ハンドベルで游ぼう	読み聞かせの	フラワーアレンジメント	女踊り3.不思議
玉	櫛	生活教育講座②	•	お菓子つくり				1		DOING A IC	DOI JUT AUE		المرام المرام	D51見学会60	A
		講演会	0 0 0 0 0	00个 1 ~ ()										00.00, 40	ביונונו ו
		公民館講座⑤	ソフトボール	3点バレーボール	生花	押し花									
			和菓子作り③												
安	威	生活教育講座②													
		講演会①	•												
		公民館講座⑩	楽しい水彩画	L		ゴルフ	生け花	ファミバド&ピッ		着付け					
玉	皀	講習会23	ニュースポーツA-1④	うたごえ④	ライフキネティ	ックA-1④	ライフキネティ	ſックB−1④	ニュースポーツB-1④	ニュースポーツC-1④	ニュースポーツA-2④	ニュースポーツB-2④	うたごえ2④	ライフキネティ	ックA-2④
	ш)	生活教育講座							ニュースポーツA-3④	フラワーアレンジメント		•		ライフキネティ	
		講演会①		人権2						ニュースポーツ0-3④	うたごえ3④	ライフキネティ	′ックB-3②	ライフキネティ	·ックA-3②
		公民館講座③	•	ソフトボール		3点バレーボール									
福	井		歴史探訪ハイキング	社会見学	川の生き物探検	キャンプファイヤー	木工クラフト	社会見学2	市長と語る会	本の読み聞かせ				歴史探訪ハイキング	
		生活教育講座③												(不開講)	
			歴史		. I mz = b										
		公民館講座⑥	·•••	グラウンドゴルフ		ア # 6									
清	溪	講習会⑦		手芸		手芸2									
		生活教育講座③	•	味噌作り③	味噌作り2③	味噌作り3(3)									
		講 演 会 ① 公民館講座④		きヵ思かみ	¥□- -=±	ソフトバレーボール									
			•	読み聞かせ	小人致	フノトハレー小一ル									
見	山	講 習 会 生活教育講座													
		生活教育講座 講 演 会													
		冊 次 云	L	<u> </u>	l		<u> </u>			<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		

令和5年度公民館講座等開講状況一覧表

館	名	事 業 区 分				 講	 座							こども・青少年が	が参加する取組
		公民館講座④		卓球⑩	手芸										
_		講習会③		研修会2											
石	河	生活教育講座①		:その予防											
			ピアノ演奏会												
		公民館講座④		着物着付け	ストレッチ	ヒップホップ(子ども)	ピラティスを使	った健康体操							
豊	Ш		ヒップホップ(子ども)②	健康体操②											
1	,,,	生活教育講座②													
		講演会					I		14 = 1=						
		公民館講座⑩	1			l	•	アートフラワー		パッチワーク	*************************************			=4-1/-1-21	
大	池	講習会⑪	1	脳トレクイズ(6)	ニュースボーツ1⑥	陶芸	ニュースポーツ 🛚 ⑥	ニュースポーツⅢ⑥	粘土細工です	-文つくり T	親子でニュー	スホーツ②	ニュースポーツ Ⅳ ⑥	誰でも作れる	T
		生活教育講座②			70/h + 2h										災害時の料理
		講 演 会 ① 公民館講座⑩	楽し/フラローデザム・	壬佐川 古南科	その他 大池		リニックフコギ(ナ)	パッチローク	1.11+1++>	三点バレーボール	\L +>			大池まつり	
		公氏貼碑座W 講習会 19				パープ&グププト おはなしの時間1	•	おはなしの時間2		盆踊り1	盆踊り2	革細工	おはなしの時間4	皿回し	消費生活②
中	津	生活教育講座①		1末のフォーモンフ	RR#W	のことなりのとは「日」」	7年5月11年41	9218/8/00/14月117	のはないのは回り	血畑ツー		エュースポーツ	•	消費生活「出	A
		講演会①											<u> </u>	/	
		公民館講座⑥	料理(10)	大正琴	ペタンク	ソフトボール	三点バレーボール								
			踊り	卓球③		和菓子作り	ペタンク	モルック							
	東	生活教育講座③	·•••••••••••••••••••••••••••••••••••••												
		講演会①													
		公民館講座⑨	三点バレーボール	グラウンドゴルフ	男の料理	ちぎり絵	ソフトバレーボール	ディスコン							
水	屋	講習会の	三点バレーボール	ミュージックベル②	三点バレーボール2	押し絵③	ボディコンディ	ショニング②	気功②	ファミリーバドミ	シトン②	フラワーアレン	·ジメント②	ポーセラーツ	
	厇	生活教育講座	食品ロスを考える												
		講演会													
		公民館講座⑩					<u></u>		きもの着方						
太	田		点描曼荼羅画④	手芸	夏休みランチ	サービス1	懐かしい歌を	歌う会③	温泉	革工芸	手芸1	ベトナム料理	点描曼荼羅画体験1	点描曼荼羅画2	
		生活教育講座②												夏休みランチサ	ービス2(不開講)
			歴史	/L ++		0 - 11 13									
		公民館講座⑨	•	生化	楽しむニュースポーツ	3点バレーボール	9人制バレーボール	ソノトホール							
天	王		盆踊り												
		生活教育講座 講演会 ①	地域防災												
		<u> </u>		吵 逕	コーラス	 編物									
		講習会 5	 	의사 미끄		小川 マンJ									
郡	山	生活教育講座	17177-2												
			人権												
		公民館講座⑦		習字	三点バレーボール	絵手紙	自彊術	折り紙	パッチワーク						
	ᆮ	講習会⑤													
葦	尽	生活教育講座①													
		講演会													
		公民館講座⑤		生け花	ストレッチ体操	ジュニアキック	ジュニアソフト								
庄	栄		マスク入れ	眼鏡立て											
	/ \	生活教育講座①													
		講 演 会													

令和5年度公民館講座等開講状況一覧表

館	名	事 業 区 分				講	座	内	容					こども・青少年が	が参加する取組
		公民館講座⑧		クゼーション⑩	ソフトボール	卓球	ヨガ⑨	バドミントン	グラウンドゴルフ⑩	男の料理	ストレッチ&リラ	クゼーションB⑩			
:-	ىلەن	講習会	ティッシュボッ	クスカバー作り	フラワーア	レンジメント									
沢	池	生活教育講座① 講演会 ①	クッキー作り												
		公民館講座④		 吟詠と発声健	事法侧	生花	編物·手芸								
		講習会③		· / 欧 C 元 户 庭	1987210	工16	州初于五								
	郡	生活教育講座	7 7 7 7 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1												
		講演会①	落語会												
		公民館講座⑥	生け花	民謡踊り	ヨガ	3点バレーボール	軽スポーツ								
畑	⊞	講習会⑤	3点バレーボール	ぼっちゃ	スローイングビンゴ	ニュースポーツ									
ЛШ	щ	生活教育講座													
			茨木市の歴史												
		公民館講座⑦			水彩画										
liti	手 台	講習会⑥	着付け⑩	創作エイサー	「美ら」⑩	ニュースポーツ⑩	時短スケッチ	子ども生け花							
"	, ,	生活教育講座③													
		講演会①													
		公民館講座④			I	絵手紙									
耳	原	講習会⑩	手芸⑥	マージャンで	リフレッシュ③	ディスコン(4)	和菓子⑥	ミニボールを使ってき	楽しくエクササイズ⑥ 	救命救急	洋菓子	ボッチャ③	フラダンス4		
'	,,,,	生活教育講座													
		講演会①													
		公民館講座⑤		三点バレーボール	バドミントン	生花	料理								
穂	積	講習会⑤		手芸②+①											
1,0,		生活教育講座②													
		講演会①							_						
		公民館講座⑥	•		三点バレーボール	健康体操	書道	折り紙	ソフトボール①						
白	Ш		三点バレーボール	社会見学											
	7.1	生活教育講座③													
-		講演会①													
		公民館講座④		健康体操⑩								お茶を楽しもう	(不開講)	生花(不開講)	
東	奈 良	講習会													
	<i>,</i> ,	生活教育講座													
		講演会													
		公民館講座⑨		グラウンドゴルフ			ケーキB⑦	こころをよむ現	代川柳	3点バレーボール	ケーキA⑦				
	西	講習会⑧		料理A⑥	料理B⑥	盆踊り②									
	_	生活教育講座②													
		講演会①													
		公民館講座⑦	•	い歌	グラウンドゴルフ	囲碁	卓球	フラダンス							
西	河原	講習会②													
	, , ,//\	生活教育講座②	•	味噌作り											
		講演会													

こども・青少年が参加している講座等

								 令和5年度			
公民館		講座∙講習会名	参加者	内こども	訳おとな	公民館		講座∙講習会名	参加者	内こども	訳 おとな
 茨木	講習会	ニュースポーツ	18	1	ຄະພ 17	 茨木	講習会	ニュースポーツ	22	1	ຄະພ 21
	講演会	落語会	85	1	84	春日丘	講習会	キックベースボール⑦	31	29	2
春日	講演会	落語会	85	3	82		講習会	料理③	69	69	0
春日丘	講習会	キックベースボール⑦	28	28	0	三島	講習会	読み聞かせ②	45	45	0
	講習会	こども絵画③	17	17	0		講習会	こども絵画②	20	20	0
中条	講習会	こども習字⑦	21	21	0	中条	講習会	こども習字⑥	18	18	0
	生活教育講座	もちつくり	250	200	50		生活教育講座	もちつくり	500	300	200
	講習会	D51見学会1②	118	56	62		講習会	D51見学会1②	69	31	38
	講習会	D51見学会2②	53	26	27		講習会	D51見学会2②	58	26	32
	講習会	D51見学会3②	97	48	49		講習会	D51見学会3②	125	71	54
	講習会	D51見学会4②	88	46	42	┃ ┃ ┃玉櫛	講習会	D51見学会4②	49	27	22
玉櫛	講習会	D51見学会5②	63	30	33		講習会	D51見学会5②	36	17	19
	講習会	D51見学会6②	88	36	52		講習会	フラワーアレンジメント	250	80	170
	講習会	五色百人一首	8	8	0		生活教育講座	お菓子つくり	35	25	10
	講習会	フラワーアレンジメント②	200	70	130		講習会	読み聞かせ②	34	13	21
	講習会	読み聞かせ	40	25	15		講習会	ハンドベルで遊ぼう	80	30	50
		灯ろう作り	46	36	10		講習会	工作1	20	18	2
福井	講習会	川の生き物探検	35	21	14	 玉島	講習会	工作2	10	7	3
	講習会	キャンプファイヤー	102	42	60		講習会	フラワーアレンジメント	31	20	11
	講習会	少年野球	8	8	0		講演会	人権2	50	2	48
石河	講習会	史跡探訪ウォーキング	49	1	48		講習会	川の生き物探検	31	10	21
	講座	ヒップホップ(子ども)	9	9	0		講習会	キャンプファイヤー	70	30	40
豊川		ヒップホップ(子ども)	11	11	0	┃福井 ┃	講習会	木エクラフト	6	3	3
I AIL	講座	和太鼓	15	5	10		講習会	市長と語る会	55	2	53
大池		親子でニュースポーツ	20	4	16) ± 1/5	講習会	本の読み聞かせ	27	15	12
	講習会	おはなしの時間1	35	28	7	清溪	講習会	少年野球	8	8	0
中津	講習会	おはなしの時間2	20	16	4	石河 	講演会	ピアノ演奏会	61	5	56
	講習会	おはなしの時間3	53	50	3	 _{##}	講座	ヒップホップ(子ども)	10	10	0
 東	講習会	おはなしの時間4	21	15 1	6	豊川	講習会	ヒップホップ(子ども)②	18	18 5	0
界	生活教育講座講習会	体情 TF 9 盆踊り	21 25	5	20	 大池	講座講習会	和太鼓 親子でニュースポーツ	30	5	9 25
天王		防災減災講演会	167	142	25		講習会	おはなしの時間1	19	16	3
	講座	ジュニアソフト	107	10	0		講習会	おはなしの時間2	28	23	5
庄栄	講座	ジュニアキック	10	10	0		講習会	おはなしの時間3	20	17	3
	講習会	子ども生花	27	27	0			おはなしの時間4	21	18	3
山手台		創作エイサー	25	4	21	 中津	講習会	盆踊り1	250	80	170
	講習会	マージャン	16	1	15		講習会	盆踊り2	300	150	150
耳原	講習会	マージャン2②	14	1	13		講習会	消費生活②	450	200	250
	講座	健康ヨガ	28	1	27		講習会	ニュースポーツ	24	12	12
 穂積	講習会	園芸⑤	52	46	6		講習会	 消費生活「出前講座」	24	3	21
	講習会	ニュースポーツ④	49	29	20		講習会	和菓子作り	13	1	12
西	講習会	盆踊り②	20	7	13	東	講習会	小物つくり	21	1	20
	生活教育講座	蕎麦打ち②	23	4	19	水尾	生活教育講座	食品ロスを考える	16	3	13
	-		_		-	太田	講習会	夏休みランチサービス1	112	88	24
						天王	講習会	盆踊り	14	1	13
							講座	ジュニアソフト	10	10	0
							講座	ジュニアキック	10	10	0
						郡	講習会	グラウンドゴルフ	40	3	37
							講演会	落語会	105	8	97
						畑田		スローイングビンゴ	60	30	30
						 山手台	講習会	時短スケッチ	8	2	6
							講習会	子ども生け花	28	28	0
						耳原	講習会	フラダンス④	12	7	5
							講習会	ニュースポーツ④	37	12	25
						西 	講習会	盆踊り②	66	24	42
								健康スポーツ科学	33	10	23
		=1				西河原	生活教育講座		30	3	27
	<u></u>	計	2,170	1,150	1,020]	<u></u>	計	3,633	1,720	1,913
		講座数		参加者数				講座数		参加者数	

		講座数		参加者数			□ /\	講座数			参加者数		
区分	全体	_内 こども	割合	全体	肉こども	割合	区分	全体	肉こども	割合	全体	肉こども	割合
講座	171	5	2.92%	1,982	35	1.77%	講座	159	4	2.52%	1,911	35	1.83%
講習会	154	32	20.78%	3,252	764	23.49%	講習会	157	45	28.66%	4,629	1,329	28.71%
生活教育講座	11	3	27.27%	468	205	43.80%	生活教育講座	16	4	25.00%	750	331	44.13%
講演会	11	3	27.27%	564	146	25.89%	講演会	14	4	28.57%	673	25	3.71%
合 計	347	43	12.39%	6,266	1,150	18.35%	合 計	346	57	16.47%	7,963	1,720	21.60%

公民館使用状況調 (令和元年度~令和5年度)

単位:件•人

	令和	元年度	令和2	 2年度	令和3	3年度	令和4	 l年度	令和5	5年度
館名	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
茨木	1,845	27,250	1,352	14,345	1,584	17,538	2,000	22,764	2,150	25,670
春日丘	1,462	17,046	851	7,364	981	7,813	446	3,885	1,295	16,296
中条	2,035	26,317	1,355	12,497	1,841	15,820	2,501	23,931	2,503	25,099
玉櫛	1,582	22,555	-	-	-	-	-	-	-	-
安威	920	12,091	592	6,278	651	7,459	849	9,691	905	10,450
玉島	1,309	18,327	447	4,878	923	9,530	1,150	14,346	1,249	14,942
福井	662	9,290	285	2,662	294	2,968	579	6,598	567	7,561
清渓	183	1,959	75	624	104	937	119	1,365	101	1,062
見山	175	1,565	129	1,085	21	227	142	1,364	173	1,806
石河	103	1,170	82	744	79	660	152	1,388	142	1,543
太田	2,191	31,411	1,042	10,731	1,256	12,937	1,536	19,448	1,518	18,968
太田分室	927	13,648	517	5,401	618	6,445	792	8,030	743	7,354
天王	1,583	17,895	1,029	8,492	1,177	10,787	1,565	16,154	1,418	16,137
郡山	756	11,516	504	6,138	579	7,572	600	7,963	795	10,394
耳原	1,136	10,622	834	6,480	871	6,644	1,156	9,281	1,229	9,959
白川	1,869	27,655	1,291	12,244	1,422	13,556	1,963	22,982	2,073	25,232
西	933	12,971	504	5,077	658	6,624	1,165	10,906	1,227	12,594
合 計	19,671	263,288	10,889	105,040	13,059	127,517	16,715	180,096	18,088	205,067
対前年比	-1,681	-28,652	-8,782	-158,248	2,170	22,477	3,656	52,579	1,373	24,971
備考		による休館 日〜3月31	※コロナによる4月1日~5月※コロナによる利用自粛あ※玉島EV等工休館 9月※玉櫛:コミ	月31日 る時短・ り 事による 月~12月	※コロナによる4月25日~6※見山EV等工休館 8月~※福井外装等休館 1月~	5月20日 事による ~3月 工事による	※春日丘EV等 休館 8月〜 ※郡山EV入替 休館 11月	~3月	※天王外壁改修及 休館 11月13日 2月16日〜 2月 ※郡山LED改修工 休館 2月6日〜 ※中条台風7号に。 発令による休館	日〜12月19日、 23日 事による · 2月13日 よる暴風警報

公民館利用率状況調(令和元年度~令和5年度)

※利用率=利用件数/(年間利用日数×部屋数×3コマ)

単位:件、%

年月	复	令和え	 元年度	令和 2	2 年度	令和 3	 3 年度	令和 4	 4 年度	令和!	 5 年度
年間利用	用日数	283(開館	官日平均)	248(開館	宫日平均)	242(開館	官日平均)	290(開食	官日平均)	305(稼働	助日平均)
館名	部屋数	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率
茨木	6	1,845	35.96%	1,352	29.69%	1,584	34.24%	2,000	36.31%	2,150	39.03%
春日丘	6	1,462	28.50%	851	18.69%	981	21.21%	446	23.60%	1,295	23.51%
中条	6	2,035	42.34%	1,355	30.98%	1,841	41.41%	2,501	47.75%	2,503	48.12%
玉櫛	8	1,582	24.23%			_	_	_	_	_	_
安威	6	920	17.93%	592	13.00%	651	14.07%	849	15.41%	905	16.43%
玉島	7	1,309	21.87%	447	12.16%	923	17.10%	1,150	17.90%	1,249	19.44%
福井	5	662	15.49%	285	7.51%	294	8.45%	579	12.61%	567	12.35%
清渓	5	183	4.28%	75	1.98%	104	2.71%	119	2.59%	101	2.20%
見山	5	175	4.09%	129	3.40%	21	2.46%	142	3.09%	173	3.77%
石河	5	103	2.41%	82	2.16%	79	2.06%	152	3.31%	142	3.09%
太田	7	2,191	36.61%	1,042	19.61%	1,256	23.27%	1,536	23.90%	1,518	23.62%
太田分室	5	927	21.68%	517	13.62%	618	16.03%	792	17.25%	743	16.19%
天王	7	1,583	26.45%	1,029	19.37%	1,177	21.81%	1,565	24.35%	1,418	25.20%
郡山	5	756	17.68%	504	13.28%	579	15.02%	600	15.50%	795	17.67%
耳原	6	1,136	22.14%	834	18.31%	871	18.83%	1,156	20.99%	1,229	22.31%
白川	7	1,869	21.82%	1,291	24.30%	1,422	26.35%	1,963	30.55%	2,073	32.26%
西	5	933	22.04%	504	13.28%	658	17.07%	1,165	25.38%	1,227	26.73%
合 計	93	19,671		10,889		13,059		16,715		18,088	
平均	6	1,157	22.93%	681	15.77%	816	19.33%	1,045	20.69%	1,131	22.39%
備老		※コロナによる 3月7日〜3		※コロナによる(4月1日~5月3※コロナによる呼 あり※玉島EV等工事 9月~12月※玉櫛:コミセン	1日 寺短・利用自粛 による休館	※コロナによる係4月25日~6月※見山EV等工事8月~3月※福井外装等工事1月~2月	20日 による休館	※春日丘EV等工 8月~3月 ※郡山EV入替工 11月~12月		※天王外壁改修及 休館 11月13日 2月16日〜2月 ※郡山LED改修工 休館 2月6日〜 ※中条台風7号に。 発令による休館	23日 事による · 2月13日 よる暴風警報

公民館区事業別開催件数(令和元年度~令和5年度) (公民館区事業補助金あり)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	レクリエーション	22	7	9	19	21
2	ふるさとまつり	17	0	0	6	18
3	文 化 展	19	1	1	19	22
4	館報	23	22	21	21	22

【参考】

公民館区事業別開催件数(令和元年度~令和5年度) (全体)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	レクリエーション	28	10	12	26	30
2	ふるさとまつり	28	0	0	7	28
3	文 化 展	24	2	3	26	32
4	館報	32	30	30	30	32

令和6年度茨木市公民館区事業実施委員会事業予定一覧表

令和6年6月12日現在 令和6年度公民館区各事業計画書兼収支予算書・年間計画書より レクリエーション事業

令和	合和6年度公民館区各事業計画書兼収支予算書・年間計画書より							レクリエーション事業		
負	官 名	Ż	月	日	曜日		時間		内容	会場
茨		木	9	15	日	9:00	\sim	15:00	三点バレーボール大会	- 茨木小学校体育館
八		/ \	12	1	日	13:00	\sim	16:00	卓球大会	次不小子牧神自晤
						10:00	\sim		軽スポーツ大会	春日小学校体育館
春		月	11	10	日	9:00	\sim		グラウンドゴルフ大会	春日小学校運動場
			11	30	土	8:30	\sim		もちつき大会	春日小学校運動場
春	日	丘	3	22	日	8:30	\sim	12:00	キックベースボール	春日丘小学校運動場
三		島	6	30	日	8:00	\sim	12:00	ソフトボール大会	三島小学校運動場
			9	1	日	9:00	\sim	16:00	ソフトボール	中条小学校運動場
中		条	9	1	日	9:00	\sim	16:00	3点バレーボール	中条小学校体育館
			12	14	土	9:00	\sim	13:00	ニュースポーツ	中条公民館
		ተ <i>የ</i> ሎ	9	1	日日	9:00	\sim	15:00	3点バレーボール大会	玉櫛小学校体育館
玉		櫛	11	3	日	9:00		12:00	グラウンドゴルフ大会	玉櫛小学校運動場
			12	16	水日	9:00 9:00	\sim	12:00 15:30	ペタンク大会 地区対抗ソフトボール大会	SL広場 北中学校運動場
安		威	6	16	日日	9:00	\sim	16:00	地区対抗3点バレーボール大会	安威小学校体育館
			9	1	H	9.00	~	10.00	3点バレーボール大会	玉島小学校体育館
			$\frac{3}{4}$				\sim		ソフトボール	東雲運動広場
玉		島	$\frac{4}{10}$				\sim		ソフトボール	東雲運動広場
			2	9			\sim		球技大会	玉島小学校体育館
			7	7	日	9:00	\sim	15:00	3点バレーボール	福井小学校体育館
福		井	11	3	日	8:30	~	15:00	ソフトボール	福井運動広場
,,		/ I	1	12	日日	2.00	\sim		どんど焼き大会	福井小学校運動場
清		溪	7	21	日日	10:00	\sim	11:30	親子ドッジボール大会	清溪小学校体育館
見		山	2	2	日	13:00	\sim	16:30	ボッチャ大会	忍頂寺小学校体育館
石		河	7	4	木	8:45	\sim	17:30	夏季レクリエーション	淡路島方面
##1		111	9				\sim		キャンプファイヤーと防災お泊り訓練	
豊		Ш	11	3	日	9:00	\sim	12:00	みかん狩り	郡山みかん園
大		池	9	8	日	9:30	\sim	12:30	ニュースポーツ・ドッジボール・キックベースボール	大池小学校
			5	26	日	10:00	\sim	15:00	コミセンフェスタ共催	中津コミュニティセンター
			9	23	月	9:00	\sim	15:00	三点バレーボール大会	中津小学校体育館
中		津	11	10	日	13:00	\sim	15:00	親睦ソフトボール大会	中津小学校運動場
						10:00	\sim	12:00	防災訓練	中津小学校運動場•体育館
						9:30	\sim	11:00	ニュースポーツ	中津小学校 体育館
	東		6	9	日	9:00	\sim	15:30	三点バレーボール大会	東小学校体育館
	714		6	9	日	9:30	\sim	16:00	成人ソフトボール	東小学校運動場
水		尾	9	1	日	9:00	\sim	13:00	ソフトボール・三点バレーボール大会	水尾小学校運動場•体育館
<u></u>			3	2	日日日	9:00	\sim	12:00	グラウンドゴルフ大会	水尾小学校運動場
太		田	10	13	日日	9:00	~	12:00	太田スポーツフェスティバル	太田小学校運動場•体育館
天		王	6	23 16	土	9:30 9:30	\sim	12:00 12:00	ボッチャ	天王小学校体育館 天王小学校体育館
郡		山		20	日日	9:30	\sim	12:00	ソフトボール・ディスコン	郡山小学校体育館•運動場
41P		111	9	8	日日	9:00	\sim	12:00	3点バレーボール	和四八十八件月站 建勤物
葦		原	$\frac{J}{11}$	10	日日	9:00	\sim	12:00	グラウンドゴルフ	葦原小学校運動場·体育館
-		//11	11	16	土	3.00	\sim	12.00	ソフトボール	
			9	22	日	8:00	\sim	16:00	ソフトボール	
庄		栄	9	22	日	8:00	\sim	15:00	三点バレーボール	庄栄小学校体育館•運動場
沢		池		2	日	9:30	\sim	13:00	グラウンドゴルフ大会	沢池小学校運動場
V -	郡	, —	2	22	土	9:30	\sim	13:30	グラウンドゴルフ・ニュースポーツ	郡小学校
	•		6	18	日	-	\sim		ボッチャ大会	
畑		田	12	8	日		\sim		ボッチャ大会	畑田小学校運動場
			3	2	日		\sim		グラウンドゴルフ	
Щ	手	台	12				\sim		百人一首大会	山手台小学校
耳		原	6	11	火	8:30	\sim	17:30	第11回社会見学バスツアー	未定
+		<i>小</i> 不	9	8	日	9:30	\sim	12:00	第29回グラウンドゴルフ大会	耳原小学校運動場
	_ _		9	1	日	9:00	\sim	17:00	ソフトボール・3点バレーボール	
穂		積	9	8	日	9:00	\sim	17:00	バドミントン・卓球	穂積小学校運動場・体育館
			9	14	土	9:00	\sim	17:00	グラウンドゴルフ	
白		ЛП	9	8	日	9:00	\sim	15:00	三点ボール大会	白川小学校体育館
	<u></u>		9	8	日日	9:00	\sim	15:00	ソフトボール大会	白川小学校運動場
東	奈	良	^	00	日		\sim		スポーツレクリエーション	東奈良小学校体育館•運動場
	西		9	28	土	10.00	~	10.00	綱引き大会	西小学校体育館
			11 6	10	日	10:00	\sim	12:00	ニュースポーツ大会	西小学校教室
,,,,	√ ⊔ ↑	百	6				\sim		ウォーキング	近郊
西	河	原	11				\sim		ウォーキング	郊外
			11 9	18	水	9:30	\sim	19.00	ウォーキング ウォーキング(清掃奉仕活動)	近郊 彩都西小学校区域
			$\frac{9}{10}$	18	月	13:00	\sim	12:00 16:00	スポーツ交流(卓球・ショートテニス)	彩都西小学校体育館
			$\frac{10}{10}$	14	金	9:00	$\frac{\sim}{\sim}$	17:00	社会見学	が都四小子校体育期 近畿圏内
彩	都	西	$\frac{10}{10}$	20	五日	10:00	$\frac{1}{\sim}$	12:00	さつまいも掘り	岩阪ふれあい農園
			11	30	土	9:00	\sim	12:00	鉢伏山ウォーク	岩阪•鉢伏山
			11	23	土土土	9:00	\sim		合同自主防災訓練(炊き出し)	彩都西小学校グラウンド
			11	40	<u> </u>	J.00		14.00	ы гэы <u>Труу</u> С шик (УСС Ш С)	//ソロドログ・丁以 / ノブマド

令和6年度 茨木市公民館区事業実施委員会事業予定一覧表

令和6年8月9日現在

令和	和6年度公民館区各事業計画書兼収支予算書・年間計画書より							ティー・ティー・ティー・ティー・ティー・ティー・ティー・ティー・ティー・ティー・		
	館名		月	日	曜日		時間		会場	雨天時
茨		木	8	3	土	16:30	\sim	20:30	茨木小学校運動場	8月4日(日)
春		日	8	17	土	16:30	\sim	20:30	春日小学校運動場	8月18日(日)
春	日	丘	7	20	土	16:30	\sim	20:30	春日丘小学校運動場	雨天決行
三		島	9	14	土	9:30	\sim	20:30	三島小学校運動場	9月15日(日)
中		条				開催し	ない			
—		櫛	8	23	金	17:00	\sim	21:30	工物工学技军利相	サル 記 の フ.
玉			8	24	土	17:00	~	21:30	- 玉櫛小学校運動場	抽選のみ
安		威	8	17	土	16:00	\sim	21:00	安威小学校運動場	体育館
玉		島	8	24	土	16:00	\sim	20:30	玉島小学校運動場	8月25日(日)体育館
福		井	8	24	土	17:00	~	21:00	福井小学校運動場	小雨決行 8月25日(日)
清		溪				開催し	ない			
見		Щ	8	3	土	18:00	\sim	20:45	忍頂寺小学校運動場	中止
石		河				開催し	ない			
豊		Ш	10	20	日	10:00	\sim	14:00	豊川小学校運動場	体育館
1.		池	8	2	金	17:00	\sim	21:00	- 大池小学校運動場	延期なし
大	ì		8	3	土	17:00	~	21:00		
		津	8	3	土	18:00	\sim	21:00	나 사 I 쓰나~~~~ II	体育館
中			8	4	日	18:00	~	21:00	中津小学校運動場	
	東		7	20	土	17:00	\sim	21:00	東小学校運動場	中止
Ι.		尾	8	2	金	17:00	~	21:00	水尾小学校運動場	8月4日(日)
水			8	3	土	17:00	\sim	21:00		
太		田	8	3	土	15:00	\sim	21:00	太田小学校運動場•校区内	8月4日(日)
天		王	7	27	土	17:00	\sim	21:30	天王小学校運動場	7月28日(日)
郡		Щ	9	21	土	16:00	\sim	21:00	郡山小学校運動場	体育館
葦		原	8	3	土	16:30	\sim	21:00	葦原小学校運動場	延期なし
庄		栄	11	10	日	9:00	\sim	12:00	庄栄小学校	11月17日(日)
沢		池	8	3	土	17:30	\sim	21:00	春日丘公園	8月4日(日)
	郡		8	24	土	17:00	\sim	21:00	郡小学校運動場	小雨決行·雨天中止
畑		田	11	2	土	16:00	\sim	21:00	畑田小学校運動場	延期なし
Щ	手	台	10	5	土	10:30	~	15:30	山手台中央グラウンド	10月6日(日)
耳		原	7	27	土	16:00	\sim	21:00	耳原小学校運動場	7月28日(日)
穂		積	7	20	土	16:00	~	20:30	穂積小学校運動場	体育館•廊下
白		Ш	8	3	土	17:00	\sim	22:00	白川小学校運動場	8月4日(日)
東	奈	良	8	3	土	17:00	\sim	20:45	東奈良小学校運動場	中止
	西		8	3	土	17:30	\sim	21:00	春日丘公園	8月4日(日)
西西	河	原	7	20	土	16:30	\sim	20:00	西河原小学校運動場	7月21日(日)
彩	都	西	8	3	土	17:00	\sim	21:00	彩都西小学校運動場	8月4日(日)
				<u> </u>	1				I.	

令和6年度茨木市公民館区事業実施委員会事業予定一覧表

令和6年6月12日現在

令和	和6年度公民館区各事業計画書兼収支予算書・年間計画書より						文化展			
	館名		月	日	曜日		時間		会場	
茨		木	11	10	日	10:00	\sim	15:00	茨木小学校体育館•運動場	
春		日	11	10	日	9:00	\sim	15:00	春日小学校体育館	
春	日	丘	3	2	日	9:00	\sim	15:00	春日丘小学校体育館	
三		島	11	10	日	9:00	\sim	15:30	三島小学校体育館	
		Ø	2	22	土	9:00	\sim	12:00	山冬八尺館	
中		条	3	1	土	9:00	\sim	15:00	中条公民館	
玉		櫛	2	23	日	9:30	\sim	15:00	玉櫛コミュニティセンター	
/ ;		威	11	30	土	13:30	\sim	16:00	安威公民館	
安			12	1	日	9:30	~	15:30	安威小学校体育館	
		島	11	23	土	13:00	\sim	17:00	工良公民館	
玉		局	11	24	日	10:00	\sim	15:00	玉島公民館	
福		井	11	24	日	9:00	\sim	15:00	福井小学校体育館	
清		溪	3	2	日	10:00	\sim	15:00	清溪小学校体育館	
見		山	11	17	日	8:00	\sim	12:30	忍頂寺小学校体育館	
石		河	2	16	日	10:00	\sim	16:00	石河公民館	
豊		Ш	2	2	日	9:00	\sim	14:00	豊川コミュニティセンター	
+		池	11	23	土	12:30	\sim	17:00	大池コミュニティセンター	
大			11	24	日	9:00	~	15:00	人他中にエーティピングー	
中		津	11	9	土	13:00	\sim	15:30	山海小学坛体 套館	
+			11	10	日	9:00	~	15:00	中津小学校体育館	
	東		11	16	土	13:00	\sim	16:00	東小学校体育館	
	米		11	17	日	10:00	\sim	15:00	宋 小子 饮件自晤	
水		尾	2	15	土	9:30	\sim	15:00	水尾コミュニティセンター	
太		田		16	土	10:00	\sim	16:00	太田公民館本館	
		Щ	11	17	日	10:00	\sim	15:00	太川公氏語本語	
天		王	11	4	月	10:00	\sim	15:30	天王小学校	
郡		Щ	11	10	日	9:30	\sim	15:00	郡山公民館•郡山小学校	
葦		原	3	2	日	9:00	\sim	15:00	葦原コミュニティセンター	
庄		栄	11	3	日	9:00	\sim	15:00	庄栄小学校体育館	
沢		池	11	17	日	9:00	\sim	15:00	沢池小学校体育館	
	郡		11	17	日	9:00	\sim	15:00	郡小学校	
畑		田	3	2	日	9:00	\sim	15:00	畑田小学校体育館	
Щ	手	台	3	2	日	10:00	\sim	15:00	山手台小学校	
耳		原	11	10	日	9:30	\sim	16:00	耳原公民館	
穂		積	11	10	日	9:00	\sim	15:30	穂積小学校体育館	
白		JI]-	2	8	土	13:00	\sim	16:00	白川公民館	
			2	9	日	10:00	\sim	15:00	ロ/コ <i>ム V</i> 以口	
東	奈	良	2	1	土	13:00	\sim	16:00	東奈良コミュニティセンター	
不	不		2	2	日	10:00	\sim	14:30	水が以ー、ユーノイビング	
	西		11	10	日	9:30	\sim	15:30	西小学校体育館•西公民館	
西	河	原	11	17	日	10:00	\sim	15:00	西河原小学校体育館・西河原コミュニティセンター	
彩	都	西	11	3	日	10:00	\sim	15:00	彩都西コミュニティセンター	

社会教育法 (抜粋)

第5章 公民館

(目的)

- 第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、 学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情 操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 (公民館の設置者)
- 第21条 公民館は、市町村が設置する。
- 2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人(以下この章において「法人」という。)でなければ設置することができない。
- 3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。 (公民館の事業)
- 第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。

但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- (1) 定期講座を開設すること。
- (2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- (3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- (4)体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- (5) 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- (6) その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

- 第23条 公民館は次の行為を行ってはならない。
 - (1) もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
 - (2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは 教団を支援してはならない。

(公民館の基準)

- 第23条の2 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び 運営上必要な基準を定めるものとする。
- 2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準 に従って設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

(公民館の設置)

第24条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理 に関する事項を定めなければならない。

第25条及び第26条 削除

(公民館の職員)

- 第27条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。
- 2 館長は、公民館の行う各種事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。
- 3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。
- 第28条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、教育長の推薦により、当該市町村の教育委員会が任命する。

(公民館の職員の研修)

第28条の2 第9条の6の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(公民館運営審議会)

- 第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。
- 2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施に つき調査審議するものとする。
- 第30条 市町村の設置する公民館にあっては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。
- 2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営 審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の 委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。
- 第31条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあっては、その委員は、当該法人の役員をもって充てるものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第32条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果 に基づき公民館の運営の改善を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

- 第32条の2 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の 運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。
 - (基金)
- 第33条 公民館を設置する市町村にあっては、公民館の維持運営のために、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第241条の基金を設けることができる。

(特別会計)

第34条 公民館を設置する市町村にあっては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。

(公民館の補助)

- 第35条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。
- 2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。
- 第36条 削除

- 第37条 都道府県が地方自治法第232条の2の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。
- **第38条** 国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助 金を国庫に返還しなければならない。
 - (1)公民館がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づいてした処分に違反したとき。
 - (2)公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第20条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。
 - (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
 - (4) 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(法人の設置する公民館の指導)

第39条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

(公民館の事業又は行為の停止)

(公民館類似施設)

- 第40条 公民館が第23条の規定に違反する行為を行ったときは、市町村の設置する公 民館にあっては市町村の教育委員会、法人の設置する公民館にあっては都道府県の教 育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。
- 2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。 (罰則)
- 第41条 前条第1項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為を した者は、一年以下の懲役若しくは禁こ又は30,000円以下の罰金に処する。
- 第42条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。
- 2 前項の施設の運営その他に関しては、第39条の規定を準用する。

茨木市公民館条例

昭和47年12月23日 茨木市条例第42号

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第20条の目的 を達成するため本市に公民館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称

茨木市立中央公民館 茨木市立茨木公民館 茨木市立春日公民館 茨木市立春日丘公民館 茨木市立三島公民館 茨木市立中条公民館 茨木市立玉櫛公民館 茨木市立安威公民館 茨木市立玉島公民館 茨木市立福井公民館 茨木市立清溪公民館 茨木市立見山公民館 茨木市立石河公民館 茨木市立豊川公民館 茨木市立大池公民館 茨木市立中津公民館 茨木市立東公民館 茨木市立水尾公民館 茨木市立太田公民館 茨木市立天王公民館 茨木市立郡山公民館 茨木市立葦原公民館 茨木市立庄栄公民館 茨木市立沢池公民館 茨木市立郡公民館 茨木市立畑田公民館 茨木市立山手台公民館 茨木市立耳原公民館 茨木市立穂積公民館 茨木市立白川公民館 位置

茨木市畑田町1番43号 茨木市東宮町1番19号 茨木市上穂積二丁目 13 番 30 号 茨木市下穂積三丁目5番5号 茨木市西河原二丁目7番12号 茨木市下中条町3番27号 茨木市沢良宜東町5番39号 茨木市安威二丁目 16番 12号 茨木市平田二丁目 25番9号 茨木市東福井二丁目4番40号 茨木市大字泉原 322 番地の1 茨木市大字下音羽 163 番地 茨木市大字大岩 347 番地の1 茨木市藤の里二丁目 16番8号 茨木市舟木町 11番 35号 茨木市桑田町 13番 29号 茨木市学園町4番18号 茨木市水尾二丁目 9番 15号 茨木市太田三丁目6番18号 茨木市天王二丁目 13 番 71 号 茨木市新郡山二丁目 30 番 53 号 茨木市新和町21番27号 茨木市庄二丁目 26 番 12 号 茨木市南春日丘五丁目1番21号 茨木市郡五丁目 12番 11号 茨木市畑田町3番6号 茨木市山手台三丁目 32 番 2 号 茨木市耳原二丁目 18 番 14 号 茨木市下穂積一丁目7番5号 茨木市鮎川一丁目8番17号

茨木市立東奈良公民館 茨 木 市 立 西 公 民 館 茨木市立西河原公民館 茨木市東奈良三丁目8番5号 茨木市北春日丘四丁目7番2号 茨木市西河原北町7番21号

(事業)

- 第3条 公民館は、法第22条に規定する事業を行う。
- 2 中央公民館においては、前項の事業のほか、公民館相互の連絡調整を行う。 (管理)
- 第4条 公民館は、教育委員会が管理する。

(職員)

第5条 公民館に館長及び主事を置き、館長代理その他必要な職員を置くことができる。

(公民館運営審議会)

第6条 法第29条の規定に基づき、中央公民館に公民館運営審議会を置く。

(審議会委員の定数等)

- 第7条 公民館運営審議会委員の定数は、10人以内とする。
- 2 公民館運営審議会委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。
- 3 公民館運営審議会委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間と する。ただし、再任を妨げない。

(使用の許可)

- 第8条 公民館を使用するものは、教育委員会の許可を受けなければならない。 (使用の制限)
- 第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 建物、設備、器具等を汚損し、又は損傷するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 営利を目的として使用すると認められるとき。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が不適当と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

- **第10条** 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を受けた もの(以下「使用者」という。)に対し、使用条件を変更し、又は許可を取り消す ことができる。
 - (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

- (2) 前条各号に掲げる事由が生じたとき。
- (3) 災害その他事故により公民館の使用ができなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が管理上やむを得ない事由があると認めるとき。
- 2 教育委員会は、前項の規定による使用条件の変更又は許可の取消しによって、使 用者に損害が生じてもその責めを負わない。

(意見の聴取)

第11条 教育委員会は、必要があると認めるときは、第9条第4号に掲げる事由の有無について、茨木警察署長の意見を聴くものとする。

(使用料)

第12条 使用者は、使用の方法等に従って別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、口座振替その他市長が定める方法により徴収する使用料は、後納とすることができる。

(使用料の減免)

第13条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第15条 使用者の責めに帰すべき理由により、建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失したとき、使用者は、教育委員会が相当と認める額を弁償しなければならない。 ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、 又は免除することができる。

(適用除外)

第16条 茨木市立コミュニティセンターを併設する公民館であって、当該コミュニティセンターにおいて、法第22条第6号に掲げるその施設を住民の集会その他の公共的利用に供しているものについては、第8条から前条までの規定は、適用しない。 (委任)

第17条 この条例について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

(施行期日)

この条例は、昭和48年1月16日から施行する。

(中略)

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の茨木市公民館条例、茨木市立コミュニティセンター条例、茨木市立いのち・愛・ゆめセンター条例、茨木市立青少年センター条例及び茨木市市民活動センター条例の規定は、この条例の施行の日以後になされる使用の許可又は利用の許可に係る使用料、利用料金及び利用料(以下この項において「使用料等」という。)について適用し、同日前になされた使用の許可又は利用の許可に係る使用料等については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後にする申請に係る使用料について適用し、同日前にした申請に係る使用料については、なお従前の例による。

別表

公民館使用料

公民館使用料

	午前	午後	夜間
区分	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後 5 時から 午後 10 時まで
大 会 議 室 (多目的ホール)	1,300円	1,300円	1,650円
会 議 室 等	450円	450円	500円
和室	450円	450円	550円
実 習 室	700円	700円	750円

備考

- 1 構成員に2人以上の高校生以下の者を含む次の各号のいずれかに該当する団体が当該高校生以下の者が主体となった団体活動又は当該高校生以下の者を対象とする事業のために使用するときの使用料の額は、当該使用料の額の2分の1に相当する額(50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを50円とする。)とする。
 - (1) 当該高校生以下の者の人数が構成員の半数以上である団体
 - (2) 当該高校生以下の者に乳幼児又は障害児が含まれている団体で市長が適当 と認めたもの
- 2 市外居住者(法人その他の団体にあっては、その所在地が市外であるもの)が使用するときの使用料の額は、当該使用料の額に10割の額を加算した額とする。

茨木市中央公民館運営審議会規則

 茨木市教育委員会規則第17号

 昭和47年12月28日

(趣旨)

第1条 この規則は、茨木市公民館条例(昭和47年茨木市条例第42号)第6条に規定する 茨木市中央公民館運営審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な 事項を定めるものとする。

(審議会の委員長及び副委員長)

- 第2条 審議会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選とする。
- 2 委員長及び副委員長の任期はそれぞれ1年とする。ただし、再選することができる。
- 3 委員長は、審議会を代表し会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

- 第3条 審議会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。
- 2 会議の議長は、委員長があたる。

(定足数)

第4条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、同一の案件につき再度招集してもなお半数に達しないときは、この限りでない。

(議事)

第5条 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

- 1 この規則は、昭和48年1月16日から施行する。
- 2 茨木市立中央公民館運営審議会規則(昭和29年茨木市教育委員会規則第16号)は廃止する。

附則(昭和56年規則第11号)

この規則は、昭和56年9月1日から施行する。

附則(昭和63年規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成12年規則第3号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附則(平成24年規則第3号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

令和6年度

社会教育についての努力目標

社会教育は、学びを通じて個人の成長を期するとともに、他者と学び合い認め合うことで相互のつながりを形成していくものである。ICTを活用した新たな学びの機会を最大限提供していく一方で、人と人とのつながりを回復するための取組が求められている。また「持続可能な開発目標」(SDGs)(※)のテーマである「誰一人取り残さない」包摂的な社会の実現のため、社会教育の特質を踏まえながら、すべての人々が学び続けることができる環境がますます重要になる。

このような状況から、市教育委員会としては、地域課題やニーズをふまえたうえで、すべての住民の自発的・主体的な学習活動や社会参加を支援するとともに、様々な機会や場所を利用して実際生活に即した文化的教養を高められるような環境の醸成や、適切な学習機会の提供及び奨励、そして、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互の協力の促進に努めるため、学校教育担当部局と十分に連携し、次のとおり取り組みを行う。

人権教育については、社会教育のすべての領域において、人権文化の創造のため、市民が豊かな 人権感覚を育むことができるよう、「茨木市人権教育基本方針」・「茨木市人権教育推進プラン」 の趣旨をふまえるとともに、人権の視点を取り入れた各種講座や事業を実施し、地域における人権 意識の醸成を図る。

公民館については、広く利用を促進するとともに、コミュニティの醸成を図り、地域の自主的な運営への機運を高める。現代的課題・地域課題の解決に向けた事業の実施を推進するなど、学びを通じた人づくり、つながりづくり、地域づくりの拠点施設として、住民のニーズに応じた学習を深め、公民館活動の更なる充実を図り、学びと活動の好循環を実現する。

家庭教育については、保護者の自発的・主体的な学習活動を支援することにより、家庭教育に関する知識の習得と保護者どうしのつながりを促し、家庭や地域の教育力の向上を図る。

青少年教育については、青少年センター・青少年野外活動センターを活用し、「いま伸びよう 茨木の未来をひらく青少年」の標語に基づいた青少年健全育成運動を全市域において展開することによって、青少年に「生きる力」・「豊かな人間性」などの育成を図る。

文化財の保存と活用については、本市の歴史的特性等をふまえ、多様な文化財の保存・活用施策 を推進する。

図書館については、「本が好きなまち・茨木」をめざし、あらゆる年齢層の市民が自ら学び、自由に知識を得ることができる身近な情報拠点として、市民の求める資料や情報を積極的に収集し、「市民のくらしに役立ち、誰もが気軽に利用できる親しみやすい魅力的な図書館」を目標に、資料・情報の提供をはじめ、多様な図書館サービスの充実を図り、新たに開館した「おにクルぶっくぱーく」では、複合施設の特性を活かしたサービスを展開する。

また、文化・生涯学習及びスポーツについては、社会教育と関連する重要な項目であるという認識のもと、引き続き市長部局の担当課とも十分に連携して取り組みを行う。

文化施策については、茨木市文化振興ビジョン(第2期)において、「未来につながる『文化の まち』いばらき」を実現したい将来像として掲げる。共創による文化の新たな価値が創造・発信さ れるような機会と仕組みづくりを推進し、これまで培われてきた豊富な歴史・文化資源を保存・継承し、若い世代が次代の文化芸術活動につながっていくことをめざす。

生涯学習施策については、新たに策定した生涯学習推進計画に基づき、市民の学習活動を支援するために、庁内における連携を図り生涯学習施策に取り組む。

生涯学習センターにおいては、生涯学習拠点施設として、デジタルデバイドの解消のためのタブレット講座などの講座を実施し、多様な学習機会の提供に努める。

スポーツ施策については、「茨木市スポーツ推進計画(改訂版)」に基づいて以下について取り組む。スポーツ施設については、スポーツ活動の動向やニーズを勘案し適正化と整備に努める。スポーツ活動の推進については、シビックプライドの向上やこどもたちのスポーツへの関心を高めるため、トップアスリートへの競技活動支援やキッズスポーツフェスタ事業の拡充などに取り組む。

※「持続可能な開発目標」(SDGs: Sustainable Development Goals)

2015 年 9 月の国連サミットにおいて採択された、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むための世界共通の目標である。 2030 年を期限に、17 の目標と 169 のターゲットにより構成されている。

茨木市立公民館の基本方針・重点目標

令和6年4月1日一部変更

基本方針

公民館は、社会教育活動、住民にとって最も身近な学習の拠点として、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するとともに、地域コミュニティの場として、公民館活動を通じて、地域や社会の中で人と人との繋がりを形成し、地域の人材育成や地域の教育力の向上に寄与することを目的に、以下のとおり重点的に取り組んでいく。

重点目標

- 1) 社会教育活動の拠点として、地域の実情に応じて、防災、地域の歴史、消費者問題をテーマにした講習会等の開催や、読み聞かせの実施などの取り組みを推進するとともに、社会の要請に対応する現代的課題・地域課題の解決に向けた取り組みを実施する。また、その解決に向け必要な情報の把握、提供に努める。公民館活動の更なる充実、活性化を図るために、各公民館、関係各課、市内大学、企業等と連携する。
- 2) 利用者が安全で快適に利用できるよう、施設の適切な維持管理に努めるとともに、「茨木市公共施設等マネジメント基本方針」における長寿命化の推進に向けた改修等に取り組む。
- 3) 中央公民館は、公民館活動について、小学校区公民館と十分な連携を図り、充実に努める。
- 4) 地域活動の拠点施設としての機能を高めるため、地域と十分協議したうえで、公民館のコミュニティセンター化を図る。

現代的課題・地域課題の解決に向けた取組みについて

○現代的課題の定義

社会の急激な変化に対応し、人間性豊かな生活を営むために、人々が学習する必要のある課題 ⇒課題抽出にあたっては、心豊かな人間の形成に資すること(豊かな人間性)を基本に、その課題がどれだけ広がりがあるか(社会性、公共性)、どれだけ時代の要請に即応しているか、緊急性があるかの観点が重要となります。

〇現代的、社会的な課題に対応した学習機会の推進〔文部科学白書〕

少子化対策、意欲ある高齢者の能力発揮を可能とする高齢社会への対応、人権教育、男女共同参画社会の形成、児童虐待の防止、子どもの貧困対策、主権者教育、消費者教育、環境教育、読書活動

○社会教育の推進(これからの公民館のあり方)〔中央教育審議会答申〕

地域における社会教育において、ひとりの生涯にわたる学びを支援し、住民相互の繋がりの形成を促進することに加え、地域の持続的発展を支える取り組みに資することが期待されており、公民館においては、地域活性化、まちづくり、地域防災拠点などの役割も期待されており、住民参加による課題解決や地域づくりの担い手の育成に向けて、住民の学習と活動を支援する機能を一層強化することが求められています。

今後、大きく時代が変わり、複雑化する中で、行政、住民の従来の役割分担でなく、住民自らが担い手として、運営に自主的に関わっていくことが求められます。 そのため、「人づくり」、「つながりづくり」、「地域づくり」の側面が重要となってきます。

「人づくり」

地域における住民の学びは、個人の問題意識や関心のきっかけとして行われ、 その学びの過程を通じて、人間としての成長、自己実現に繋がる。

・「つながりづくり」

住民相互の関わりとして、学びを通じたつながりの輪の中で、対話や議論、助け合いなどが生まれる。このような相互学習を通じ、住民同士の絆が強まる。

・「地域づくり」

「人づくり」、「つながりづくり」を通じて、地域が活性化し、持続的に住民が主体的に課題を発見、共有し解決していくことにより、地域の教育力が向上する。

地域における学びのきっかけとして、住民にとって身近で目的を共有しやすいテーマを設定し、それぞれが持つ知恵を出し合いながら、楽しく、誇りを持って取り組んでいけるような学習の機会を作ることが有効であり、同時に、学習の成果を地域での活動に活かすことで、充実感が味わえ、また、新たな課題の解決のために学ぼうという「学びと活動の循環」に繋がっていくことが期待されます。

〇大学連携

政策企画課を通じ、市内大学と調整しながら、取り組んでまいります。

〇民間企業等との連携

•「MY 定期講座」

公益社団法人全国公民館連合会の賛助会員である明治安田生命保険相互会社が地域コミュニティの持続的な発展をテーマとした「地元の『公民館』元気プロジェクト」を令和3年度から推進。公民館が行う地域住民向けの定期講座・講習会等の開設・運営支援を目的に、企業のノウハウや健康分野の知見等を生かした「MY 定期講座」が提供されています。

健康増進 : ①シニアのための「こころと身体の健康」講座

②センサーで体力テスト!体力 UP チャレンジ講座

介護・認知症:①楽しく学ぶ!認知症予防講座

②あなたは大丈夫?フレイル予防講座

相続・その他:①わたしと家族の「そうぞく」講座

②今から、取り組もう!防災講座

• 熱中症対策 • 感染症対策講習会

大塚製薬株式会社との連携による座学の実施

• 生活習慣病予防講座

第一生命保険株式会社との連携による座学の実施

○具体的な取り組み例

・地域の歴史

郷土史・地域の歴史、歴史探訪、遺跡(発掘調査、土器等)、キリシタン等

• 消費者教育

熟年世代の財産管理、年金、消費生活展(出前講座)等

- ・子ども読書活動推進計画の実現に向けた取り組み(読み聞かせ) 通常の講習会だけでなく、文化展で実施したり、放課後子ども教室、大学と連携して実施したケースあり
- 防災

防災に係る講演会、災害時の食等

健康

健康講座、認知症について学ぶ、文化展で健康づくりを取り入れたケースあり

人権

人権をテーマとした講演会の実施

☆上記は主な例ですが、今後も、各館の状況に応じた取り組みを積極的に推進して ください。

第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理(概要)

~全世代の一人ひとりが主体的に学び続ける生涯学習とそれを支える社会教育の未来への展開;リカレント教育の推進と社会教育人材の養成・活躍のあり方~

はじめに

第11期分科会までの議論を基に、第4期教育振興基本計画(令和5年閣議決定)を踏まえ、「生涯学び続ける社会の実現及びすべての人のウェルビーイングを目指した<u>リカレント教育</u>」「すべての人のウェルビーイングにつながる地域コミュニティを支える<u>社会教育人材のあり方</u>」についてとりまとめ。

生涯学習・社会教育をめぐる状況と今後の方向性

<生涯学習をめぐる状況と目指すべき姿>

人生100年時代に、経済的豊かさのみならず精神的な豊かさから幸福や生きがいを捉える「ウェルビーイング」を目指し、<u>誰もが生涯を通じて意欲的に楽しく学び続ける社会</u>

<デジタル社会への対応>

デジタル化の恩恵を享受し、<u>誰一人取り残されない社会の実</u>現、デジタルデバイドの解消

<社会的包摂への対応>

社会的に制約のある方々の<u>学習ニーズの把握、学びを提供</u> する役割も担い、地域や社会へも貢献

<生涯学習社会を実現するための社会教育人材の在り方>

社会教育の連携分野や担い手が多様化する中、社会教育行政が 人々の学習活動の支援を通じて地域コミュニティの基盤を支えるうえで、 社会教育人材には大きな役割が期待

<生涯学習を進める上で、各学校教育段階で目指すべきもの>

【初等中等教育】 学ぶ楽しさを味わいつつ、自らの学びに主体的に取り 組む力、最適な学習方法を選択する自己調整力を育む

【高等教育】自ら課題を設定し、その解決を発見できる自律性を伸ば し、学びを活かして社会を牽引できる人材を育成

【リカレント教育】 職業経験から導かれた問題意識や仮説を自らの意思で学び、成果を社会に還元するための仕事と学びの好循環

今期重点的に議論した事項

1.社会人のリカレント教育

企業 未来に向けた新たな価値を創造する人的成長投資を行い、キャリアと事業のマッチングを実施。高等教育機関等外部機関との協力の下、生涯を通じた学習及び成長の機会を提供する。また、社員の学び直しの成果に対し、より一層高い評価と処遇で対応

<u>社会人</u> 新しい分野に挑戦する越境経験や、年齢に応じたキャリアプランの設計、主体的にキャリアを形成・選択することが必要。学びそれ自体は目的ではなく手段であり、自らの成長を実感する精神的な豊かさから、幸福や生きがいにつなげることが必要

高等教育機関 企業ニーズをとらえた魅力的な教育プログラムの開発、社会人が学びやすい教育環境、企業において適切に評価される「学びと成長のエコシステム」を構築が急務

地域社会の知の基盤として、地方公共団体や地元企業などとの連携を強め、地方創生の拠点、学習者同士のコミュニティを創出が必要

今期重点的に議論した事項

放送大学 社会人が学び直すための壁となる「時間」や「場所」の課題に対応、様々な困難な状況にある若年者層への高等教育のセーフティネットや、誰もが遠隔で質の高い高等教育にアクセスできる高等教育機会の実現が必要

専門学校 専門職業人材を対象とした受講者のスキルをアップデートするリカレント教育プログラムの開発、専門学校における高等教育機関としての位置づけの明確化等の制度整備を受け、学修継続の機会確保、社会的評価の向上への対応が必要

学習歴のデジタル化 スキルの可視化や人材流動性向上等のため、NQFの検討や学校段階での修了証明のデジタル化などの取組が有効

2.障害者の生涯学習

多様な主体が連携し、人生のあらゆる段階における多様な学びづくり、特に、学校に通う段階を終えて社会への本格的な参画へ移行する段階で困難に直面することが多いため、学校段階から生涯学習への意欲の向上、社会教育その他、様々な学習機会に関する情報提供が必要

大学での履修証明プログラムを活用した学び、公民館・図書館・博物館、放送大学等、多様な主体が連携したライフワイドの視点での生涯学 習機会の提供が必要

3.外国人の日本語の学習

我が国に在留する外国人が急激に増加しており、地域社会の国際化が進む中で、共生社会を構築し、地域社会のコミュニティをより緊密で強固なものとするため、日本語学習・文化理解とともに多文化共生の考え方を育むこと等は重要

日本語教育機関認定制度の着実な実施により、外国人に対する日本語教育の環境整備に取り組む

4.社会教育人材

社会教育の裾野の拡大を踏まえ、学びを基盤とした社会教育活動をオーガナイズできる社会教育人材の質的な向上・量的な拡大を図るため、 社会教育人材の養成、活躍促進に係る以下の方策等に取り組む。

- ・社会教育主事講習の受講ニーズの増加を踏まえた講習の定員拡大
- ・多様で特色ある受講形態の促進(オンライン化やオンデマンド化等)
- ・地方公共団体における社会教育主事の配置促進(好事例等の周知、講習の開講促進・定員増加等)
- ・社会教育人材のネットワーク化

等に取組む

今後の展望

- 社会教育を必要とする社会情勢は、社会教育法が制定された昭和24年から大きく様変わり。
- 社会教育の新たな在り方を展望し、社会教育が果たすべき役割、若者を含めた担い手である人材の養成やその活躍の在り方、国としての推進方策等についてさらなる検討が進むことを期待。